



発行所
東京都千代田区霞ヶ関
財務ビル内 (〒100-0013)
全国税労働組合
発行人 山本 浩二
電話 (03) 3581-3678
FAX (03) 3507-0886
振替口座 00140-2-68514

全国税に
加入しよう

「3か月更新」が廃止

雇用中断期間も廃止で休暇繰越しが実現

雇用条件が大幅に改善

【当局】非常勤職員の雇用の見直しを伝達

庁当局は9月10日、非常勤職員の雇用について、10月1日から見直すことを、労働組合と非常勤職員に対して伝達しました。その内容は、①これまでの「3か月更新」を廃止し、会計年度(4月から翌年3月)の範囲内で最長1年の任期とする、②年末に2週間以上あった雇用中断期間を設けない、③結果として、年次休暇を1年を通じて取ることができる、といった内容で、税務署で働く非常勤職員の雇用条件が大幅に前進する内容となっています。

今回の伝達は、8月10日に、非常勤職員の日々雇用制度を廃止し、新たに期間業務職員制度を導入する内容の、人事院規則改正を受けて、税務署に多い「常勤職員の勤務時間の4分の3以内で勤務する非常勤職員」の任用についても、制度の趣旨に沿って改正したものです。全国税は、人事院が非常勤職員の新たな任用制度を検討している最中に人事院交渉を配置し、税務署で「3か月更新」が繰り返されていることを告発。人事院に対して雇用規定を設けるよう要求してきました。そして、今回の制度設計において、日々雇用だけではなく、それ以外の非常勤職員についても、準用規定が設けられ、その説明では、「(一)ま切れの採用・任期を繰り返してきたが、これは適当ではない」と言明させました。

山本書記長が歓迎の談話

山本浩二中央書記長は雇用中断期間の廃止を歓迎し、引き続き非常勤職員の均等待遇を求める」と掲載しています。【左に抜粋を掲載。全文はホームページに掲載。】

「3か月更新」と雇用中断期間の廃止を歓迎し、引き続き非常勤職員の均等待遇を求める」(抜粋) 書記長談話

- 1 本日、国税庁は非常勤職員の雇用について、10月1日から見直すことを、労働組合と非常勤に伝達した。極めて不安定な状況に置かれてきた税務署の非常勤職員の雇用条件を大幅に改善したものであり、歓迎する。
- 2 これまで、税務署の非常勤職員は「3か月更新」で「次回は更新されるのか」という不安の中で勤務してきた。「署長の胸先三寸」で本人の意に反する「雇い止め」が全国各地で起こってきた。全国税は、「少なくとも雇用期間を1年以上に」と要求し、雇い止めの撤回と継続雇用を求めてきた。昨年7月以降、緊急申し入れを提出し、声明も発出してきた。第174回通常国会では、大門みきし参院議員(日本共産党)が菅財務大臣(当時)に「3か月更新は酷だ」と迫り、実態把握と改善の約束を取り付けた。
- 3 東京局・四谷署で昨年12月と今年1月に連続して雇い止め通告があり、全国税は地域労働者や国公一般と団結して撤回闘争を展開した。国税当局が非常勤職員を「もの扱い」する姿勢を露わにするなかで、雇い止め通告の撤回と希望者全員の継続雇用を勝ち取ってきた。
- 4 税務署の非常勤職員は、「3か月更新」で「もの言わぬ労働者」として押さえ込まれ、劣悪な労働条件がまかり通ってきた。一方で、新たに納税者対応や内部事務一元化の主力職員として力を発揮しており、非常勤職員がいなければ税務署は一日たりとも機能できなくなっている。
- 5 全国税は、誰もが人間らしく働き続けられる職場をめざし、非常勤職員や派遣・請負労働者の労働条件改善に奮闘するものである。

2010年9月10日
全国税労働組合書記長 山本浩二

うれしい改善、信じられぬ当局

喜びと不安が入り混じる非常勤職員の声

【東京地連発】

これは喜んでいいんですよね？
3か月ではなく、期間が延びて嬉しいです！働きがいがあると思っていますので、できるだけこの仕事を続けたいです！

【東京地連発】

総務課からの説明だけでは、分からないこともありましたが、更新期間が延びたり、条件が良くなっていくならばありがたい話です。

【関信地連発】

「3か月更新」でいつクビになるか不安でしたが、1年に延びて不安が解消しました。ただ、公募になったら採用されるかどうかが不安です。

【東海地連発】

ありがとうございました。
しかし、現在、月8日の勤務で4万円にもいかない給料です。これでは生活費の足しにもなりません。

「3か月更新」の廃止や雇用中断期間を設けないことを内容とする非常勤職員の雇用の見直しを受けて、全国の非常勤職員から、喜びと不安が入り混ざった「声」が届きました。

改善点には喜びの声があがっていますが、今までの雇止めや労働時間削減の攻撃を受け続けてきた経験から、その運用面には不安が集中しています。また、局によっては、著しく低賃金に据え置かれている非常勤職員

も少なくはありません。「月8日の労働日数、月収4万円では少なすぎ」という非常勤職員の労働条件改善は急務です。

さらに、当局からの説明では、今回の見直しは改善であるということが非常勤職員に伝わっていないようです。これまで、

【近畿地連発】

私たち非常勤職員は、今年に入り予算の都合という理由で労働時間を27.5時間から20時間に減られました。また、長年働いてきたにも関わらず、6月に突然「次の更新はありません」と言われた人もいます。このような事が続き、最近の私たちは労働意欲も失いつつありました。ですが、10月から非常勤職員の雇用見直しが行われる事となり、不安がひとつ取り除かれ、少し明るく暮らせるような気がしてきました。

長年にわたり、「3か月更新」が当たり前できていた雇用形態の改善は、大きな一歩でとても嬉しく思います。

税務署の非常勤職員は、「3か月更新」でいつもクビをチラつかされており、「もの言わぬ労働者」に押さえ込まれてきました。

今回の見直しで、基本的な雇用条件は前進したものの、当局には、非常勤職員の労働条件改善の課題が山積しています。

非常勤職員のみなさん

全国税に加入しよう

非常勤職員のみなさん。みなさんの労働条件改善はまだまだ道半ばですが、税務署の中に、非常勤職員のみなさんの課題を取り上げて、たたかう労働組合は、全国税しかありません。一緒に労働条件を改善しましょう。全国税への加入を呼びかけます。

賃上げでは

みなさんの賃上げは、2つの方法で実現が可能

です。ひとつは、初任給を上げる事です。みなさんの給与は、常勤職員

の(行)俸給表の最低号俸

(135・6千円)が基準とされています。この基準の号俸は、賃下げ

だった今年も下げられておらず、初任給周辺の賃上げ要求は実現が可能です。もひとつは、この基準を、税務署にいる常勤職員の俸給である税務1級7号(161・3千円)とすることです。

「公募」では

全国税は、既に勤務している非常勤職員が継続雇用を希望している場合には、つまり、採用枠に「穴」がない場合には、公募を実施しないよう求められています。民間企業では当たり前の話です。また、当面、みなさん

労働時間では

が心配している「公募」の段階では、希望者全員継続雇用を求め、雇い止めの攻撃には断固反対していきます。

予算を理由にした労働時間削減攻撃が起こっています。全国税は、予算の確保と同時に、当局都合の労働時間削減は許しません。当局は人間を雇っているのです。まともな経営者であれば、どうやっても賃金を用意するものです。